

函館工業高等専門学校オープンファシリティ使用規程

平成 30 年 10 月 15 日

函高専達第 5 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構物品管理規則（平成 16 年 4 月 1 日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 39 号）及び、函館工業高等専門学校物品貸付要領（平成 28 年 9 月 5 日函高専達第 56 号）に定めるもののほか、函館工業高等専門学校（以下「本校」という。）が管理及び運用するオープンファシリティ（以下「オープンファシリティ」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「オープンファシリティ」とは、学術研究の発展に資するために、科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の使用に供し、共同利用が可能な別表第 1 及び別表第 2 に掲げる設備をいう。

(管理責任者)

第 3 条 本校に、オープンファシリティの適切な使用について管理させるため、管理責任者を置く。
2 管理責任者は、校長をもって充てる。

(使用者の資格)

第 4 条 オープンファシリティを使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本校の教職員
- 二 本校の本科生，専攻科生，聴講生，特別聴講学生，科目等履修生その他の本校において修学をしている者
- 三 本校の研究生，受託研究員，客員研究員その他本校において研究に従事している者
- 四 学術研究のために設備を利用する本校以外の公的機関に所属する者
- 五 研究開発等のために設備を利用する民間企業その他の法人に所属する者
- 六 その他管理責任者が認めた者

(使用の申請及び承認)

第 5 条 オープンファシリティを使用しようとする者は、設備を使用する予定日の原則 3 週間前までにオープンファシリティ使用申請書（別紙様式 1）を管理責任者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、オープンファシリティを使用しようとする者が前条第二号に該当する場合は指導教員等が、また、前条第三号に該当する場合は受入教員が申請するものとする。

- 2 管理責任者は、前項に基づく申請書を受理した場合において、当該申請が適当であると認めるときは、これを承認するものとする。
- 3 オープンファシリティの使用承認期間は、1 年以内とする。ただし、特別な事由があると認めるときは、1 年を越えることができる。

(使用料及び技術指導料)

第6条 オープンファシリティの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、オープンファシリティの使用に要する費用（以下「使用料」という。）を納付するものとし、その額は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 第4条第一号から第三号に掲げる者 別表第1の区分による負担金の額に使用する時間数または枚数を乗じた額
 - 二 第4条第四号から第六号に掲げる者 別表第2の区分による負担金の額に使用する時間数または枚数を乗じた額
- 2 オープンファシリティを使用しようとする者が、オープンファシリティの使用に係る技術指導を受けるときは、別表第3に定める技術指導料を納付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に認めるときは、使用料の額の全部又は一部を免除することができる。

(納付の方法)

第7条 第4条第一号から第三号に掲げる者に係る使用料及び技術指導料の納付は、原則として経費の振替により行うものとする。なお、使用者が第4条第二号に該当する場合は指導教員等が、第4条第三号に該当する場合は受入教員が負担するものとする。

2 第4条第四号から第六号に掲げる者に係る使用料及び技術指導料の納付は、本校が指定する銀行口座へ本校が指定する日までに振り込むことにより行うものとする。

(目的外使用の禁止)

第8条 使用者は、使用の承認を受けた目的以外にオープンファシリティを使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(使用承認の取消し等)

第9条 管理責任者は、使用者がこの規程に違反し、オープンファシリティの使用に重大な支障を生じさせたときは、第5条の承認を取り消し、又は使用を停止させることができる。

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は重大な過失によりその使用に係る設備を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償する責めに任ずるものとする。

(事務)

第11条 オープンファシリティの使用に関する事務は、総務課が処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、オープンファシリティの使用に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則 (平成30年10月15日函高専達第5号)

この規程は、平成30年10月15日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 1 日函高専達第 5 号）
この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

別表第1 (第2条, 第6条関係)

設置場所	設備番号	設備名称	メーカー	型式	使用料	備考	
					(1時間当たり 円(税込)) 学内者向け		
地域共同 テクノセンター	J 101 放射線 測定室	101-01	GM管式サーベイメータ	日立アロカ メディカル	TGS-146B	無料	
		101-02	環境放射線モニタ	HORIBA	RADI PA1000	無料	
		101-03	レーザープリンター 印刷費	キヤノン	LBP9200C	16	※単価は1枚あたりの使用料 ※印刷用紙は使用者が用意
		101-04	ガンマ線スペクトロ メーター装置	日本環境モ ニタリング	Gammadata Instrument DM-20	無料	
		101-05	マルチチャンネル アナライザ (MCA)	BSI	MS Hybrid	790	
		101-06	高純度ゲルマニウム半 導体検出器及び遮蔽体	BSI	GCD-30185	790	
		101-07	食品微生物迅速 検査器	アズワン	DOX-30F 6-9775-01	無料	
	J 103 マテリ アル 開発 研究室	103-01	放射温度計	チノー	IR-AHS2	480	※治具は使用者が用意
			放電プラズマ焼結装置	エス・エス・ アロイ	CSP-I-05203 TBG400AA		
		103-02	電気マッフル炉	アドバンテ ック	FUW230PA	無料	
		103-03	蛍光分光光度計	日本分光	FP-6500	無料	
		103-04	蛍光分光光度計 附属プリンタ印刷費	NEC	MultiWriter 5750C	22	※単価は1枚あたりの使用料 ※印刷用紙は使用者が用意
		103-05	X線透視評価装置	ソフテック ス	VIX-150型 4イン チ I. I. カメラ搭載モデル	無料	
		103-06	ドラフトチャンバー	オリエンタ ル技研		無料	
		103-07	熱分析装置	リガク	TG-DTA8120/HK3	無料	
	103-08	プローブ顕微鏡	セイコーインスツル メンツ	SII NANOPICS2100	無料		
	J 203 バイオ テクノ ロジー 研究室	203-01	四重極型ICP-質量 分析装置	パナソニック ジャパン	NexION300XX	800	
		203-02	マイクロプレート リーダー	TECAN	M200PRO FAL HK1K	1,080	
		203-03	高速冷却遠心機	日立工機	Himac CR21N	610	
		203-04	大型恒温振とう 培養機	タイテック	BR-300LF	250	
		203-05	遠心分離機	久保田商事 製	7780 II 形	180	
		203-06	電子天秤	メトラー	AG-285	無料	
		203-07	電子天秤	メトラー	PB3002-S	無料	
		203-08	超低温保存庫	エスベック	BFH-112	無料	
		203-09	オートクレーブ	トミー	SX-500	無料	
		203-10	恒温恒湿インキュベ ータ	エスベック	LHL-113	無料	
		203-11	卓上多本架遠心機	久保田	5910システム	無料	
		203-12	ドラフトチャンバー	オリエンタ ル技研		無料	
		203-13	フーリエ変換赤外分光 光度計	日本分光	FT/IR-4600AC	無料	

別表第2 (第2条, 第6条関係)

設置場所	設備番号	設備名称	メーカー	型式	使用料	備考	
					(1時間当たり 円(税込)) 学外者向け		
地域共同 テクノセンター	J 101 放射線 測定室	101-01	GM管式サーベイメータ	日立アロカ メディカル	TGS-146B	330	
		101-02	環境放射線モニタ	HORIBA	RADI PA1000	330	
		101-03	レーザープリンター 印刷費	キヤノン	LBP9200C	16	※単価は1枚あたりの使用料 ※印刷用紙は使用者が用意
		101-04	ガンマ線スペクトロ メーター装置	日本環境モ ニタリング	Gammadata Instrument DM-20	350	
		101-05	マルチチャンネル アナライザ (MCA)	BSI	MS Hybrid	1,140	
		101-06	高純度ゲルマニウム半 導体検出器及び遮蔽体	BSI	GCD-30185	1,170	
		101-07	食品微生物迅速 検査器	アズワン	DOX-30F 6-9775-01	330	
	J 103 マテリ アル 開発 研究室	103-01	放射温度計	チノー	IR-AHS2	850	※治具は使用者が用意
			放電プラズマ焼結装置	エス・エス・ アロイ	CSP-I-05203 TBG400AA		
		103-02	電気マッフル炉	アドバンテ ック	FUW230PA	370	
		103-03	蛍光分光光度計	日本分光	FP-6500	350	
		103-04	蛍光分光光度計 附属プリンタ印刷費	NEC	MultiWriter 5750C	22	※単価は1枚あたりの使用料 ※印刷用紙は使用者が用意
		103-05	X線透視評価装置	ソフテック ス	VIX-150型 4イン チ I. I. カメラ搭載モデル	380	
		103-06	ドラフトチャンバー	オリエンタ ル技研		340	
		103-07	熱分析装置	リガク	TG-DTA8120/HK3	380	
	103-08	プローブ顕微鏡	セイコーインスツル メンツ	SII NANOPICS2100	350		
	J 203 バイオ テクノ ロジー 研究室	203-01	四重極型ICP-質量 分析装置	パナソニック ジャパン	NexION300XX	1,200	
		203-02	マイクロプレート リーダー	TECAN	M200PRO FAL HK1K	1,460	
		203-03	高速冷却遠心機	日立工機	Himac CR21N	970	
		203-04	大型恒温振とう 培養機	タイテック	BR-300LF	600	
		203-05	遠心分離機	久保田商事 製	7780 II 形	510	
		203-06	電子天秤	メトラー	AG-285	330	
		203-07	電子天秤	メトラー	PB3002-S	330	
		203-08	超低温保存庫	エスベック	BFH-112	350	
		203-09	オートクレーブ	トミー	SX-500	360	
		203-10	恒温恒湿インキュベ ータ	エスベック	LHL-113	370	
		203-11	卓上多本架遠心機	久保田	5910システム	360	
		203-12	ドラフトチャンバー	オリエンタ ル技研		340	
		203-13	フーリエ変換赤外分光 光度計	日本分光	FT/IR-4600AC	410	

別表第3（第6条関係）

技術指導料 (1時間当たり/円(税込))	3,300
-------------------------	-------

※初回は無料

年 月 日

管理責任者

函館工業高等専門学校長 殿

オープンファシリティを下記のとおり使用したいので申請します。

なお、使用にあたっては、オープンファシリティ使用規程及び「使用上の留意事項」を遵守します。

所属機関名称			
使用責任者名		所属・職名	
e-mail			
緊急連絡先	(勤務先 Tel.)	(日中の連絡先 Tel.)	
使用設備	(設備番号)	(設備名称)	
	(設備番号)	(設備名称)	
技術指導希望	有 (時間) ・ 無		
使用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
使用時間	: ~ : (使用時間の合計 時間)		
使用目的 (研究題目等)			
研究の概要 (※本校に所属していない者で、共同研究等の関係者が本校にいる場合は、その教職員の所属と氏名も記載すること)			
使用者名 (行が不足する場合は、別紙を添付すること。)	所属機関名		所属・職名
使用料及び技術指導料の請求先	住所	〒	Tel.
			e-mail
	宛名		備考 (※後納の希望、理由など)
予算区分 (申請者が本校関係者の場合のみ記載)	(※該当予算をチェックする) <input type="checkbox"/> 教育研究実施研究費 <input type="checkbox"/> 寄附金 (プロジェクト名:) <input type="checkbox"/> 科学研究費 (課題番号:) <input type="checkbox"/> 間接経費 (プロジェクト名:) <input type="checkbox"/> その他 ()		

上記の申請内容にて、オープンファシリティの使用を承認します。

年 月 日

管理責任者

函館工業高等専門学校長

印

オープンファシリティ使用上の留意事項

- 1 この申請書は、使用希望日の原則 3 週間前までに、函館工業高等専門学校総務課研究推進係 (kenkyu@hakodate-ct.ac.jp) へ提出すること。
- 2 使用料および技術指導料の納付は、原則、前納（使用開始日前日まで）とします。
ただし、官公署、特殊法人、公益法人、独立行政法人及び国立大学法人等に該当する場合は、後納を認めることがあるため、申請時に申し出ること。
- 3 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに本校へ連絡すること。
- 4 使用者は、善良な管理者の注意をもって設備を使用すること。
- 5 使用者は、承認の取消し若しくは変更が行われた場合又は使用期間が満了した場合において、設備に投じた必要経費及びその他の費用は請求できない。
- 6 使用者は、設備を転貸し、又は担保に供しないこと。
- 7 使用者は、設備を使用目的以外に使用しないこと。
- 8 使用者は、指定場所以外で設備を使用しないこと。
- 9 使用者は、設備を亡失又は損傷したときは、相当の弁償すること。
- 10 使用者は、設備を亡失又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を管理責任者に提出し、その指示に従うとともに、その原因が天災、火災又は盗難にかかるものであるときは、亡失又は損傷の事実又は理由を証する関係官公署の発行する証明書を添付すること。
- 11 管理責任者は、設備について随時に実地調査し、若しくは所要の報告を求め、又は当該設備の維持、管理等に関して必要な指示をすることができる。
- 12 使用者は、設備の写真撮影及び複製をしてはならない。ただし、管理責任者が特に認めた場合はこの限りではない。
- 13 本校を受取人とする損害保険契約を締結させる等の条件が付された場合は、使用者は、それに従うこと。